

申請者、施工業者の皆様へ

ご確認ください

集合住宅の戸別検針・戸別料金徴収取扱の承認にあたっては、下記承認施工条件があります。設計図面等をご確認ください。

下記条件に適合しない場合、戸別検針・戸別料金徴収取扱が不承認となりますので、ご注意ください。

なお、竣工検査合格後は戸別検針・戸別料金徴収取扱に係る契約の締結が必要になります。

【承認施工条件】

1. 開閉防止型ハンドル止水栓（ボール式、伸縮付）・逆流防止弁の取付施工を行うこと。
（給水装置工事設計施工基準に準ずること。）
※ 伸縮部分はメーター取付け時支障がないように伸ばして施工すること。
2. 逆流防止弁はメーター二次側に取付すること。
3. 受水槽及び高架水槽には、高水位による越流、低水位による断水を防止するための警報装置（ベル及び赤色ランプ等）、もしくは警報監視システムの取付施工を行うこと。
4. 貯水槽水道の施設の維持管理責任者が標示板等で明確に表示してあること。
5. 高架水槽及び加圧ポンプから各棟、各階のいずれかの分岐管分岐点近くに、操作が容易にできる場所にボールバルブ（仕切弁）が取付けられていること。
6. 直結方式で給水する場合、主管から各棟、各階のいずれかの分岐管分岐点近くに、操作が容易にできる場所にボールバルブ（仕切弁）が取付けられていること。
7. 子メーターの設置場所は、メーターの取替、維持管理に適し、常時検針することが可能で、防寒対策を施した構造とし、漏水により他の施設に被害を及ぼさないように防水又は水はけに必要な措置を施すこと。
8. 上下水道局が行う業務の遂行に際して、建物への出入りをオートロック式等の扉で妨げられないこと。
9. 子メーター廻りの配管は、荷重、沈下等により管の破損が生じないように支持すること。
10. 保温カバーが必要な場合はメーター検針、取替がスムーズに行えるように配慮し施工すること。
11. 親メーター以降の施設管理及び子メーターの維持管理の責任者が明確であること。
12. 上下水道局が行う業務の遂行に支障となる事由については、上下水道局の指示に従い、これをすべて排除すること。

〒747-0841

防府市仁井令町13番1号

防府市上下水道局

水道課 管理係

TEL 0835-23-2551

FAX 0835-25-0366